

# 委任契約書<sup>i</sup>

委任者：叡智得留倶楽部（以下「甲」という）は2023(令和5)年5月14日に行われた第11期 叡智得留倶楽部 総会において、第12期2025(令和7)年3月期をもって解散<sup>ii</sup>することが決議<sup>iii</sup>された。甲は解散にあたり受任者：湯澤秀昭（以下「乙」という）に叡智得留倶楽部の残務事務<sup>iv</sup>を以下のとおり委任し、湯澤秀昭はこれを受任した。その証として、本委任契約書（以下「本契約」という）を作成し、甲乙共に署名捺印し、叡智得留倶楽部のホームページに開示するものとする。

2025(令和7)年4月1日

甲（委任者）：東京都品川区大崎二丁目7番30号 ハレ大崎401

叡智得留倶楽部

代表理事 湯澤秀昭



乙（受任者）：東京都品川区大崎二丁目7番30号 ハレ大崎401

湯澤秀昭



## 第1条 委任の範囲

乙は甲の定款<sup>v</sup>（以下「定款」という）に基づき<sup>vi</sup>、甲の残務事務（以下「残務事務」）をおこなうものとする。

1. 甲のホームページの維持管理
2. 定款に定める議事録等の保管管理
3. 文化庁の調査への対応
4. その他一切の残務事務

## 第2条 報告

乙が必要と判断した場合は甲のホームページに開示<sup>vii</sup>することをもって甲への報告とする<sup>viii</sup>。

## 第3条 報酬<sup>ix</sup>

甲から乙への報酬は無報酬とする。尚、乙が委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物、及び取得した権利が発生した場合はこれらを乙が受け取ることをもって甲からの報酬とする。

## 第4条 費用<sup>x</sup>

乙が委任事務を処理するについて費用を要するときは乙がその費用を負担し、前項第3条の報酬があるばあいはその費用に充てるものとする。

第5条 委任の期間<sup>ii</sup>

甲の第12期、2025（令和7）年4月1日社員総会終了の日から10年間<sup>iii</sup>とする。乙の死亡等やむを得ない事由により乙が委任事務を遂行できなくなった場合、本契約は自然消滅する。

以上

脚注：

<sup>i</sup> 民法 第十節委任 第六百四十三条（委任）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089> (2025年4月1日アクセス)

<sup>ii</sup> 定款第56条（解散）

<sup>iii</sup> 第10期叡智得留倶楽部 総会 議事録.pdf

<sup>iv</sup> 事務：仕事とほぼ同義。その内容は、人間の生活上の利益に影響を及ぼす全ての行為を含む。法律行為たると事実行為たるとを問わない。単なる不作為は含まれないと解されている。例、「事務の委託」技術的職務に対応するものとして「事務」が使われることもある。[有斐閣 法律用語辞典 第4版]

<https://www.zukairoppo.com/glossary-jimusagyou> (2025年4月1日アクセス)

<sup>v</sup> 叡智得留倶楽部\_定款 2018(平成 30)年 4 月 30 日改定 .pdf

<https://tinyurl.com/275s4rpo> (2025年4月1日アクセス)

<sup>vi</sup> 民法第六百四十四条（受任者の注意義務）

<sup>vii</sup> 定款第62条公告の方法

<sup>viii</sup> 民法第六百四十五条（受任者による報告）

<sup>ix</sup> 民法第六百四十六条（受任者による受取物の引渡し等）、第六百四十八条（受任者の報酬）、

<sup>x</sup> 民法第六百四十九条（受任者による費用の前払請求）、第六百五十条（受任者による費用等の償還請求等）

<sup>xi</sup> 民法第百十一条（代理権の消滅事由）第二項、第2号、第六百五十一条（委任の解除）、第六百五十三条（委任の終了事由）、第六百五十一条（委任の解除）

<sup>xii</sup> 定款第21条（総会議事録）、第42条

脚注:

民法 第六百四十四條 (委任)

<http://www.jlaw.go.jp/law/law1394/0000000070> (2025年4月1日アクセス)

民法 第六百四十五條 (委任)

民法 第六百四十六條 (委任)

民法 第六百四十七條 (委任)  
民法 第六百四十八條 (委任)  
民法 第六百四十九條 (委任)  
民法 第六百五十條 (委任)  
民法 第六百五十一條 (委任)  
民法 第六百五十二條 (委任)  
民法 第六百五十三條 (委任)  
民法 第六百五十四條 (委任)  
民法 第六百五十五條 (委任)  
民法 第六百五十六條 (委任)  
民法 第六百五十七條 (委任)  
民法 第六百五十八條 (委任)  
民法 第六百五十九條 (委任)  
民法 第六百六十條 (委任)  
民法 第六百六十一條 (委任)  
民法 第六百六十二條 (委任)  
民法 第六百六十三條 (委任)  
民法 第六百六十四條 (委任)  
民法 第六百六十五條 (委任)  
民法 第六百六十六條 (委任)  
民法 第六百六十七條 (委任)  
民法 第六百六十八條 (委任)  
民法 第六百六十九條 (委任)  
民法 第六百七十條 (委任)  
民法 第六百七十一條 (委任)  
民法 第六百七十二條 (委任)  
民法 第六百七十三條 (委任)  
民法 第六百七十四條 (委任)  
民法 第六百七十五條 (委任)  
民法 第六百七十六條 (委任)  
民法 第六百七十七條 (委任)  
民法 第六百七十八條 (委任)  
民法 第六百七十九條 (委任)  
民法 第六百八十條 (委任)  
民法 第六百八十一條 (委任)  
民法 第六百八十二條 (委任)  
民法 第六百八十三條 (委任)  
民法 第六百八十四條 (委任)  
民法 第六百八十五條 (委任)  
民法 第六百八十六條 (委任)  
民法 第六百八十七條 (委任)  
民法 第六百八十八條 (委任)  
民法 第六百八十九條 (委任)  
民法 第六百九十條 (委任)  
民法 第六百九十一條 (委任)  
民法 第六百九十二條 (委任)  
民法 第六百九十三條 (委任)  
民法 第六百九十四條 (委任)  
民法 第六百九十五條 (委任)  
民法 第六百九十六條 (委任)  
民法 第六百九十七條 (委任)  
民法 第六百九十八條 (委任)  
民法 第六百九十九條 (委任)  
民法 第七百條 (委任)

<http://www.jlaw.go.jp/law/law1394/0000000070> (2025年4月1日アクセス)

民法 第六百四十八條 (委任)

<http://www.jlaw.go.jp/law/law1394/0000000070> (2025年4月1日アクセス)

民法 第六百四十九條 (委任)

民法 第六百五十條 (委任)

民法 第六百五十一條 (委任)

民法 第六百五十二條 (委任)

民法 第六百五十三條 (委任)

民法 第六百五十四條 (委任)

民法 第六百五十五條 (委任)

民法 第六百五十六條 (委任)

民法 第六百五十七條 (委任)

民法 第六百五十八條 (委任)